

《 いじめ問題への取組についてのチェックポイント 》

指導体制	(1)	○いじめ問題について、特定の教員が抱え込むことなく、その重大性を全教職員で認識し、校長を中心に一致協力した指導体制のもと実践に当たっている。
	(2)	○「いじめ対策ハンドブック」等を活用した研修を実施するなど、いじめ問題に関する指導上の留意点などについて、教職員間の共通理解を図っている。
	(3)	○いじめについて訴えがあったときは、正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する体制が確立している。
	(4)	○いじめ問題の状況によっては、適宜、教育委員会へ連絡・相談し、協力して対応している。
未然防止	(5)	○お互いを思いやり、尊重し、生命を大切にする指導等の充実に努めている。特に「いじめは絶対に許されない行為」との認識をもち、いじめる側が悪いという、明快な一事を毅然とした態度で指導している。
	(6)	○いじめのない学級づくりに向け、人権教育の充実に努めるとともに、全ての教育活動を通して、自己肯定感や社会性を培う取組や、共感的人間関係を育成する指導・支援を継続している。
	(7)	○「長崎っ子の心を見つめる教育週間」等を活用し、いじめ防止や生命尊重等をねらいとした道徳の指導や取組を毎年確実に実践している。
	(8)	○児童会、生徒会活動において、いじめに関わる問題を取り上げるなど、児童生徒が自主的に取り組む活動を行っている。
	(9)	○教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払っている。
早期発見・早期解消	(10)	○児童生徒の生活実態について、定期的なアンケート調査や個別面談を行うなど、きめ細かな把握に努めている。
	(11)	○校内に児童生徒の悩みを積極的に受け止めることができる教育相談の体制が整備されている。また、配慮を要する児童生徒には、不安や悩みの解消に向け、適切に働きかけている。
	(12)	○教育相談機能の充実に向け、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど学校内外の専門家を活用している。
	(13)	○いじめ対策委員会を設置し、それぞれの問題を的確に検討することにより、いじめの未然防止及び早期発見・早期解消に努めている。
	(14)	○いじめられている児童生徒に対し、心のケアや様々な弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行っている。
	(15)	○いじめを行う児童生徒に対しては、特別の指導計画による指導(出席停止も含む)のほか、警察等との連携による措置も含め、毅然とした対応を行うこととしている。
	(16)	○いじめが解消したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行っている。
家庭地域関係機関との連携	(17)	○年度始め等に、いじめ問題に対する学校の指導方針や保護者の責任等を明らかにし、保護者や地域の理解を得るように努めている。
	(18)	○いじめが起きた場合、学校のみで解決することに固執することなく、家庭との連携を密にし、一致協力してその解決に当たるとともに、必要に応じて児童相談所、警察等の関係機関と連携協力を図っている。
	(19)	○学校以外の相談窓口について、周知や広報を行っている。
	(20)	○PTAや地域の関係団体とともに、いじめ問題等について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けた地域ぐるみの対策を進めている。

**令和4年度
大村市立福重小学校いじめ防止基本方針**

【 学校基本方針の目的 】

いじめの問題への対策を学校、家庭、地域社会が一丸となって進め、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、地域や家庭・関係機関間の連携等をより実効的なものにするため、法により新たに規定されたいじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容等を明らかにする。

(定義) 第2条 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめの禁止) 第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(学校及び学校の教職員の責務) 第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務等) 第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないように、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

いじめ防止対策推進法より 抜粋

【 学校教育目標 】

郷土とのつながりを大切にしながら

素直に表現し、豊かにかかわりあい、最後までやりぬく福重っ子を育成する

【 いじめ対策委員会 】

- 福重小いじめ対策委員会の設置 ・ ・ ・ 校長、教頭、生活指導担当教員、学年主任、学級担任
養護教諭などで構成
状況に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの派遣を要請し、対策を講じる。
- 生活反省会の実施 ・ ・ ・ 毎月1回実施
月目標の反省と気になる児童の様子への報告及び指導の共有化
- 福重っ子を理解する会の実施 ・ ・ ・ 毎月1回実施
校内の配慮に必要な児童の情報交換と指導の共通理解

【 P T A 及び関係機関等との連携 】

- 家庭、地域との連携強化 ・ ・ ・ いじめ問題に対する学校の指導方針を伝え、いじめのない地域となるように保護者や地域との連携を深める。(P T A 総会、学級懇談会、学校支援会議等)

《 いじめ問題への取組 》

【 いじめの防止 】

- 校内指導体制の確立・・・校長を中心とした一致協力した指導体制の確立。
- 教師の指導力の向上・・・「いじめ対策ハンドブック」等の活用した研修を実施し、いじめ問題に関する指導上の留意点や観察力・対応力の向上に努める。
- 人権意識と生命尊重の態度の育成
 - ・・・全ての教育活動を通して、お互いを思いやる心や生命を大切にする心の指導に努める。
- 道徳教育の充実・・・道徳の授業の充実に努め、「長崎っ子の心を見つめる教育週間」等を活用し、道徳的実践力の向上に努める。
- 児童の自主的な取組
 - ・・・「いじめをなくす」をテーマに児童会で取り組む。
- 家庭、地域、関係機関との連携強化
 - ・・・学級懇談会のテーマに取り入れ、いじめの根絶に向けた地域ぐるみの対策を推進する。

【 いじめの早期発見 】

- 教職員による観察や情報交換
 - ・・・児童の変化に対しての観察力の向上と教職員同士の情報を共有できる工夫の実施。
- 相談カードや個人面談(児童)等の実施
 - ・・・毎月の相談カードの実施と必要に応じての個人面談等を通して児童の困り感を表出できる環境づくりをする。
- 教育相談体制の整備・・・教師だけでなく、心の教室相談員等の配置で児童の悩みをより受け止めることができるように教育相談体制を強化する。
- 保護者との個人面談の実施
 - ・・・保護者との情報共有により報告、連絡、相談がしやすい環境づくりに努める。

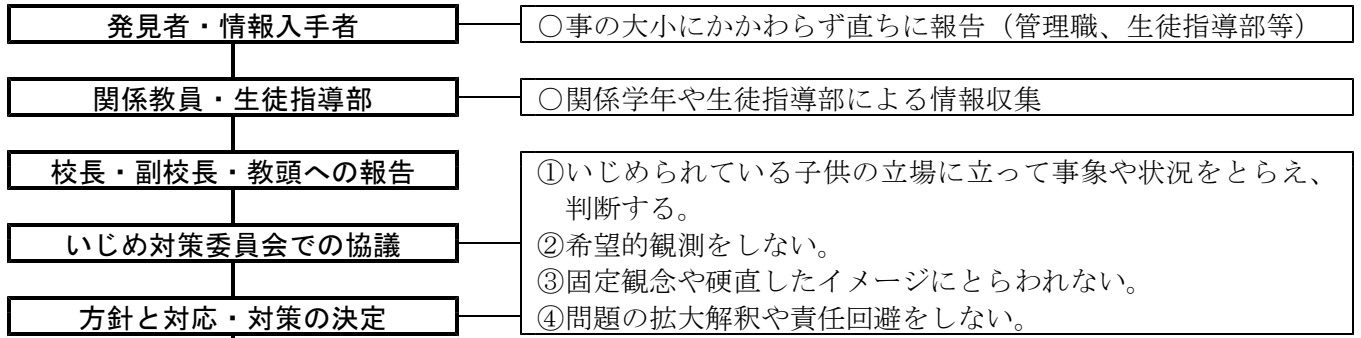
【 いじめに対する措置 】

- いじめられた児童およびその保護者への支援
 - ・・・事実関係の聴取を実施し、心のケアやいじめから守り通すための対応を行う。確実な情報を迅速に保護者へ伝え、今後の対応について保護者と情報を共有する。
- いじめた児童への指導及びその保護者への助言
 - ・・・事実関係の聴取を実施し、組織的にいじめをやめさせ、その再発防止に努める。心理的孤立感、疎外感を与えないように教育的配慮のもとでの指導に努める。
- 組織的な対応の徹底・・・いじめが発生した場合は、「いじめ対策委員会」へ報告し、情報を共有する。「いじめ対策委員会」が中心となり、解決に向けた速やかな指導や支援体制に努める。

【 重大事態発生時の対処 】

- 重大事態の発生と調査、報告
 - ・・・正確な事実関係を把握後、直ちに学校→教育委員会→市長へと発生の報告を行う。
- 学校と関係機関による調査、指導
 - ・・・学校と関係機関が連携し、いじめの実態調査やいじめの根絶に向けた指導に努める。
- 事後指導の報告・・・指導後の児童の様子等を関係機関へ速やかに報告する。

《 いじめが発生した（いじめではないかと感じた）場合の対応 》



いじめられている子供への指導

(1) 指導上の留意点

- ①いじめの事実を把握する。
- ②不安を除去し、安全を確保する。
- ③訴えること、相談することの重要性を伝える。
- ④苦しみを受容する。
- ⑤活動の機会をつくり、自信回復への積極的支援を行う。
- ⑥対人関係の回復を支援する。
- ⑦自己主張への積極的支援を図る。

(2) いじめられている子供に寄り添う指導

- ①いじめられている子供に責任を求めるのは、いじめ行為を認めることと同じである。
- ②いじめ行為を止めさせることが先決である。

<保護者への対応と連携>

【保護者から学校へ通報・訴えがあった場合】

- ①通報・訴えをする保護者の気持ちを理解する。
- ②誠実に対応する。

【学校から第一報を伝える場合】

- ①誠意が伝わる連絡をする。
- ②緊急の対応策について説明し、意見を聞く。

【その後の対応】

- ①約束事を守る。
- ②面談や家庭訪問を継続する。
- ③学校と家庭が情報交換を密にする。

いじている子供への指導

(1) 指導上の留意点

- ①いじめの事実を把握する。
- ②カウンセリング・マインド
- ③いじめは絶対に許さない厳しい姿勢
- ④いじめ行為の悪を分からせる。
- ⑤人権と生命の尊さを分からせる。
- ⑥健全な人間関係を育成できるよう支援する。
- ⑦教師との信頼関係をつくりあげる。
- ⑧指導を継続し、徹底させる。

(2) いじめられている子供の気持ちを分からせる指導

- ①ロールプレイング（役割演技）の活用
- ②ロールレタリング（役割交換書簡法）の活用

<保護者への対応と連携>

【いじめの事実を保護者に連絡する場合】

- ①家庭訪問をして事実関係を確認する。
- ②いじめられている子供の状況を知らせる。
- ③必要以上に原因に追及しない。
- ④子供とのかかわり方について助言する。
- ⑤今後の学校の指導方針や対応について理解してもらう。

【対応するときの留意点】

- ①保護者の気持ちを理解する。
- ②誠意ある態度で臨む。

観衆（心理的同調者）の子供への指導

- ①いじめへの同調はいじめ行為であることを分からせる。
- ②いじめを受けている子供の気持ちを理解させる。
- ③ストレスの除去に努める。

傍観者（無関心者）の子供への指導

- ①いじめは自分にとって無関係ではないことを分からせる。
- ②いじめを止めさせることはできなくても、知らせる勇気をもたせる。
- ③傍観は加担と同じであることに気付かせる。

学級全体への指導

- ①話し合いなどを通じていじめを考える。
- ②心の教育の充実を図る。
- ③見て見ぬふりをしない。
- ④自らの意志による行動をとれるようにする。
- ⑤好ましい人間関係をつくる。
- ⑥教師の姿勢を示す。
- ⑦学級の連帯感を育てる。
- ⑧正義を行き渡らせる風土を培う。